

申告期間は2月16日～3月15日

来月から市県民税の申告と所得税の確定申告の受け付けが始まります。平成25年1月1日現在、市内にお住まいの方で申告が必要となる方は、申告期間中（受付期間は2月8日～3月15日）に申告をしてください。

問い合わせ

種系誌



障害者控除・おむつ代の  
医療費控除

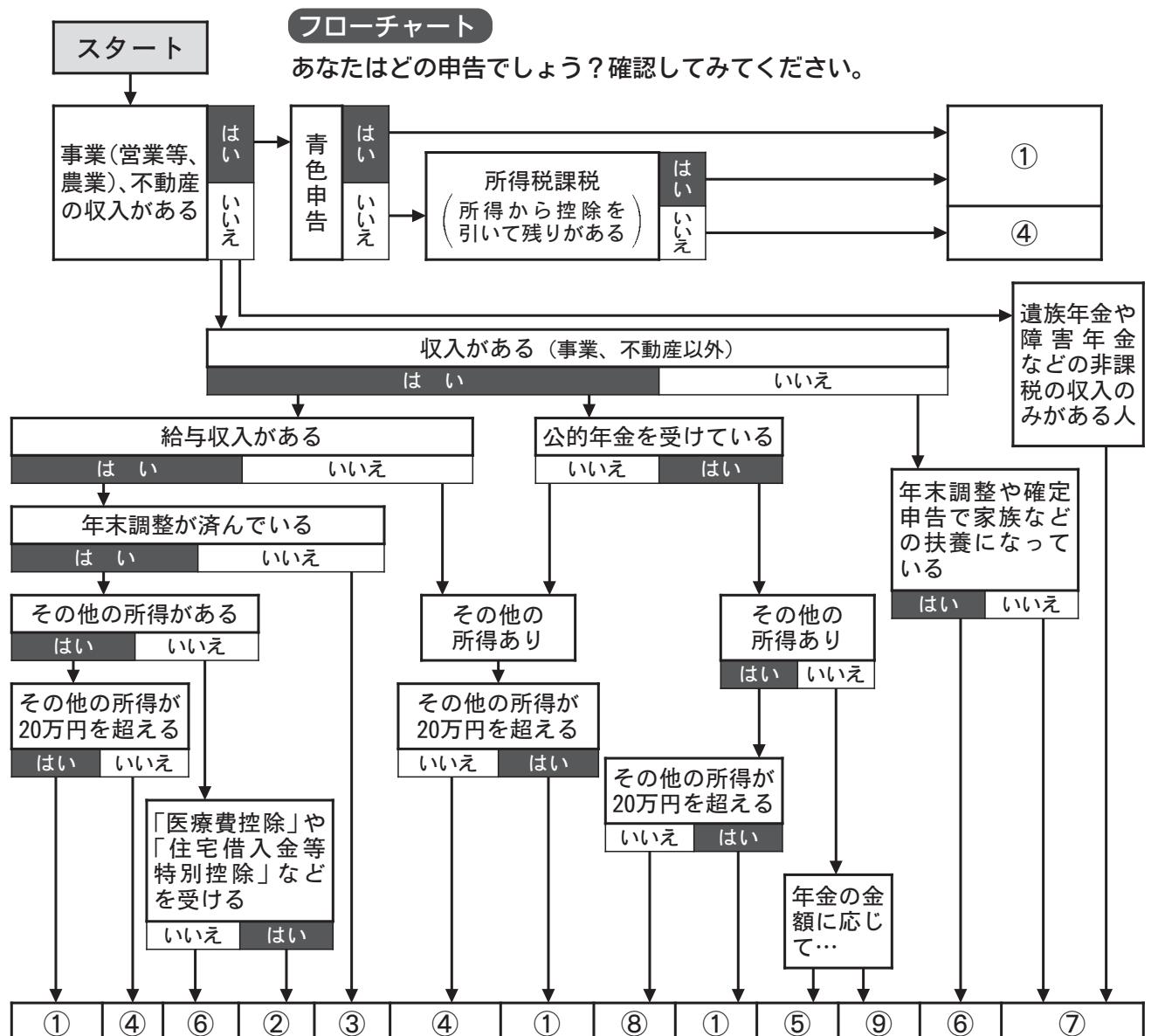
## 問い合わせ

保健介護課  
㊱ 592141



# ～申告の必要があるかどうか迷ったら～

来月から市県民税と所得税の申告受け付けが始まります。  
「自分は申告の必要があるの」と迷った方は、ぜひフローチャートを試してみてください。  
※ フローチャートは一般的な例であり、個々の状況により異なる場合があります。参考としてお使いください。



- ① 確定申告をしてください
  - ② 確定申告をすると所得税が還付される場合があります
  - ③ 確定申告をしてください。その結果、所得税が清算され納付または還付となる場合があります
  - ④ 市県民税の申告をしてください
  - ⑤ 公的年金の合計が400万円以下であれば確定申告の必要はありませんが、所得税が源泉徴収されており、還付になる場合は確定申告をすることができます。なお、市県民税の申告をして控除を受けられる場合があります
  - ⑥ 申告の必要はありません
  - ⑦ 申告の必要はありませんが、課税の対象となる所得がない旨を税務課までご連絡ください（※世帯に国民健康保険や後期高齢者医療保険に加入している方がいる場合は、申告をしないと保険料の軽減が受けられない場合があります）
  - ⑧ 市県民税の申告をしてください。ただし、公的年金の合計が400万円を超える場合は確定申告をしてください
  - ⑨ 公的年金の合計が400万円を超える場合は確定申告をしてください

申告日程・会場などを、市広報2月号に掲載しますので確認してください。

来月から市県民税の申告と所得税の確定申告の受け付けが始まります。平成25年1月1日現在、市内にお住まいの方で申告が必要となる方は、申告期間中（受付期間は2月18日～3月15日）に申告をしてください。

申告が不要な方

○1つの会社のみから給与の支払いを受けていて、年末調整が済んでおり、給与支払報告書が勤務先から市役所へ提出される方

※ 他に所得があれば申告が必要な場合があります。

○公的年金等を受給している方で、一定の要件を満たす方

申告が必要な方

○事業所得や不動産所得などがある方

○年の中途中で退職しその後再就職していないなど、勤務先で年末調整が済んでいない方

○土地、建物などを売却した方

○生命保険の満期返戻金（一時金）や個人年金などを受けた方は、その受け取り通知書や支払証明書など

○医療費控除を受ける場合は、支払った医療費の領収書（※人ごと、医療機関別にまとめ、合計金額を出しておいてください）

申告をしないと

○事業所得や不動産所得などがある方は、収支内訳書（収入・支出に関する帳簿や領収書を整理し、準備しておいてください）

○生命保険料や地震保険料の控除証明書

結果によつては、所得税が納付、または還付になる場合があります。また、申告の内容は平成25年度の市県民税額に反映されます。申告の要否

に迷う場合は、21ページのフローチャートを試してください。

申告に必要なもの

○税務署から申告書類や案内などが届いた方は、その書類（1月下旬に発送予定）

○公的年金の源泉徴収票

○給与などの源泉徴収票

○生命保険の満期返戻金（一時金）や個人年金などを受けた方は、その受け取り通知書や支払証明書など

○本人名義の口座番号の分かるもの（所得税が還付される場合は必要）

○印鑑

○課税台帳記載事項証明書（所得などを証明するもの）の発行ができない場合があります。（世帯に加入者がいる場合があります。）

※ 市に支払った国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料の納付確認書（いずれも年金天引き分を除くものを記載）は、1月下旬に送付する予定です。

○国民年金保険料の控除証明書など配偶者や扶養親族を控除対象とする場合は、その方の収入金額がわかるもの

社会保険料の納付確認書、領収書など

要介護認定を受けている方のうち、寝たきりや認知症などの方は、障害者手帳をお持ちでなくとも、所得税などの申告で障害者控除の対象になることがあります。

また、おむつ代を医療費控除として申告している方のうち、おむつを使用している方が2年目以降も要介護認定を受けている場合は、医師のおむつ使用証明がなくても、おむつの医療費控除に必要な確認書が交付できる場合があります。

いずれも、申請は保健介護課で受け付けています。

○高額医療合算介護（予防）サービス  
費 ←  
介護保険から給付

ただし、世帯単位での医療保険、または介護保険のどちらかの自己負担額が0円の場合や、計算の結果支給額が500円に満たない場合は、支給されません。

自己負担を計算するときの対象期間は、毎年8月1日から翌年7月31日ま

え、保健介護課、または各支所で申請してください。過去1年間に平成24年7月31日時点で加入している保険者以外の医療保険および介護保険がある場合、例えば①対象期間中に市外から転入した方、②国民健康保険から後期高齢者医療に移行したなど医療保険が代わった方などは、案内がなくても支給の対象となる場合があります。対象期間の領収書などで、申請対象となるかを確認し、保健介護課、または平成24年7月31日時点の医療保険者に問い合わせてください。

## **自己負担基準額** (平成23年8月～平成24年7月)

同一世帯内の医療保険加入者に係る自己負担額。ただし、高額療養費などの支給を受けたものを除きます。

## 70歳以上の方（年額）

区分		自己負担限度額 (年額・世帯単位) 医療保険+介護保険
市 県 民 稅 課 稅 世 帯	現役並み所得者	67万円
	一 般	56万円
市 県 民 稅 非課税世帯	低 所 得 者 II	31万円
	低 所 得 者 I	19万円

※ 自己負担限度額の区分は、毎年7月31日現在の医療保険を適用します。

※ 「上位貢得者」に区分される世帯とは、基礎控除後の総所得金額等が世帯合計で600万円を超える世帯。

(例)夫婦ともに75歳で、自己負担限度額区分が一般かつ、1年間で夫が医療保険で28万円、介護保険で17万円を支払い、妻が医療保険で6万円、介護保険で19万円支払った。(合計金額は70万円) →年間70万円を支払った後にこの制度に基づく支給の申請をすると、基準額56万円を超えた金額(14万円)をお返しすることにより、最終的な年間の負担は56万円に留まります。

### 70歳未満の方（年額）

区分	自己負担限度額 (年額・世帯単位) 医療保険+介護保険
上位所得者	126万円
一般	67万円
市県民税非課税世帯	34万円

※自己負担限度額の区分は、毎年7月31日現在の医療費

※「仕事探得者」に区分される掛掛とは、其様除陥の掛掛現金額等が掛掛合計で600万円を超える掛掛

# 医療 負担額が 高額になつたとき



**申告書の作成は便利な国税庁ホームページの  
「確定申告書等作成コーナー」で**

問い合わせ 甘日市税務署 ☎0829⑬1217

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」は、画面の案内に従って金額などを入力すれば税額などが自動計算され、所得税、消費税の申告書や青色申告決算書などを作成できます。

e-Tax（電子申告）を利用する方におすすめ 「確定申告書等作成コーナー」で作成したデータは、e-Taxを利用じて提出できます。

- 最高3,000円の税額控除
- 平成24年分の所得税の確定申告を、本人の電子署名と電子証明書を付して申告期限内にe-Taxで行うと、所得税額から最高3,000円の控除が受けられます。（平成19年～平成24年の間で1回のみ）
- 添付書類の提出省略
- 医療費の領収書や源泉徴収票などは、その記載内容（病院などの名称や、支払金額など）を入力して送信することで、これらの書類の提出、または提示を省略することができます。
- ただし、法定申告期限から5年間、税務署から書類の提出、または提示を求められることがあります。
- 還付金がスピードィー
- e-Taxで申告された還付申告は早期（3週間程度）に処理されます。
- 24時間いつでも利用可能
- 所得税の確定申告期間中は、24時間いつでも利用できます。（メンテナンス時間を除く）

帆の仕方などを説明する「話題別説明会」を実施しています。

※ 現行の記帳・帳簿などの保存制度の対象者は、白色申告の方のうち、前々年分、あるいは前年分の事業所得などの金額の合計額が300万円を超える方です。

● 詳細は、「国税庁ホームページ」「個人で事業を行っている方の帳簿の記載・記録の保存について」で確認してください。

ただし、所得税の確定申告の必要がない場合であっても、所得税の還付を受けるためには、確定申告書を提出する必要があります。なお、所得税の確定申告の必要がない場合であっても、住民税の申告が必要な場合があります。